

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和7年3月定例議会 議第3号 参考資料

改 正 案								現 行							
○香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例								○香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例							
別表第1（第3条、第9条関係）								別表第1（第3条、第9条関係）							
区分	給料月額	旅費の額						区分	給料月額	旅費の額					
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）			鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）
市長	880,000円	特別車両料金（ただし、特別車両を設けない路線による場合はその乗車に要する運賃）	上位の等級（ただし、等級を設けないものにあつてはその乗船に要する運賃）	実費	37円	3,000円	16,800円	市長	880,000円	特別車両料金（ただし、特別車両を設けない路線による場合はその乗車に要する運賃）	上位の等級（ただし、等級を設けないものにあつてはその乗船に要する運賃）	実費	37円	3,000円	14,800円
副市長	750,000円							副市長	750,000円						
教育長	640,000円							教育長	640,000円						

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の職員の旅費支給条例 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）出張 職員が公務のため一時その勤務場所（<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。 （2）赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用されたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。 （3）<u>家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にする</u>ものをいう。 （4）遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （旅費の支給） 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。	○香芝市の一般職の職員の旅費支給条例 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）出張 職員が公務のため一時その勤務場所_____を離れて旅行することをいう。 （2）赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用されたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。 （3）<u>扶養親族</u> 職員の配偶者（<u>届出をしない</u>_____が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。 （4）遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （旅費の支給） 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

改 正 案	現 行
2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1) 職員が出張中又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員 (2) 職員が出張中又は赴任中に死亡した場合には、当該職員の遺族 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>家族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>家族</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で市長が定める基準によるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明され	2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1) 職員が出張中又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合 _____ には当該職員 (2) 職員が出張中又は赴任中に死亡した場合には、当該職員の遺族 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取り消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で市長が定める基準によるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明され

改 正 案	現 行
たときは、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める基準による金額を旅費として支給することができる。 (旅行命令等)	たときは、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める基準による金額を旅費として支給することができる。 (旅行命令等)
第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u>	第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼</u>
<u>の発する旅行命令又は旅行依頼</u>（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。	<u>を行う者</u>（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。
2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。	2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>の変更をする必要があると認めた場合には、自ら又は次条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすることが</u>できる。	3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>を変更する必要</u>があると認めた場合には、自ら又は<u>第5条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更することが</u>できる。
(旅行命令等に従わない旅行)	(旅行命令等に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせ	3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせ

改 正 案	現 行
ず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。	ず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>転居費及び家族移転費</u>とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>移転料及び扶養親族移転料</u>とする。
2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。	4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。	6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
8 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について支給する。</u>	8 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u>
9 <u>家族移転費</u>は、赴任に伴う<u>家族の移転に要する費用</u>について、支給する。	9 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う<u>扶養親族の移転</u>について、支給する。
(年度経過による旅費の計算)	(年度経過による旅費の計算)
第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（<u>家族移転費</u>の	第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（<u>扶養親族移転料</u>の

改 正 案	現 行
うちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (鉄道賃) 第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 議会の議員、香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)第2条に規定する職員、香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)第1条に規定する職員又は教育長と同行する者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金 (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金 2 <u>前項第2号から第4号までに掲げる料金は、公務のために特に必要とするものに限り、支給する。</u>	うちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (鉄道賃) 第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 議会の議員、香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)第2条に規定する職員、香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)第1条に規定する職員又は教育長と同行する者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金 (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金 2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合</u>に限り、支給する。 (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u>

改 正 案	現 行
(宿泊料) 第16条 宿泊料の額は、1夜につき<u>14,000円</u>とする。 <u>(転居費及び家族移転費)</u> 第17条 <u>転居費及び家族移転費</u>の額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。	<u>3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u> (宿泊料) 第16条 宿泊料の額は、1夜につき<u>12,000円</u>とする。 <u>(移転料及び扶養親族移転料)</u> 第17条 <u>移転料及び扶養親族移転料</u>の額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。